

厚生省人口局の東京市内主要病院
生死産及助産婦數調

厚生省人口局母子課に於いて特殊の目的に供するた
め調査せる東京市内主要病院取扱ひの生死産數及び助
産婦數等の結果の一部を掲ぐれば左の如くである。

東京市内主要病院生死産數及助産婦數調 (昭和十六年十二月一日現在)
(人口局母子課調)

病院名 (以數字 代名郡)	昭和十四年度		昭和十五年度		ベツト 數	醫師數 (盛間、 括弧内 は夜間)	助産婦 數 (兼有者 除助産 婦資格 兼有者)	看護婦 數 (兼有者 除助産 婦資格 兼有者)	養成中 助産婦 數	合計	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	
	生死産	生死産	生死産	生死産											
1	一、五四四	一、五四四	一、五三三	一、五三三	六元	二〇(五)	五〇	九	六	一九	六七〇	二六	八九四	一七	三
2	七六五	四四	五〇	三六	四七	二〇〇(三)	八	四	三	二四	一	三三七	八	三	二
3	二〇五	一四	二四	二二	一五	一三(一)	一	五	〇	二五	一	八五	一六	一	〇
4	五六	六	三九	五	〇	六(六)	一	二	〇	二六	三七五	三六	七七九	三三	〇
5	四八	〇	五〇	三	〇	七(七)	七	四	〇	二七	三六	三七七	三三	一五	〇
6	二四五	四一	三九	三	二四	一三(三)	三	一	〇	二八	四八六	五、一八九	三三	二四	〇
7	六七	四	六四	六	四	一(一)	二	二	〇	二九	三、八三	三六	三、八三	二四	〇
8	三五	二〇	二九	三	三〇	八(八)	五	六	〇	三〇	四九一	三〇	七五〇	三	〇
9	一、一〇〇	六四	一、四七〇	五六	七	二二(二)	四	三	〇	三一	三、七四八	四、一六	四、一六	二九	〇
10	一、五五	八二	一、八五	七九	五〇	五(五)	二	五	〇	三二	二、九七	一、四	三、三	二〇	〇
11	八五四	九	八七	五	三	一〇(一〇)	二	二	〇	三三	三、九四	二一	三、九八	三〇	〇
12	九	六	四	八	一	七九(三)	九	八	〇	三四	一、二九一	四、八	五、八	三〇	〇
13	五七	三	四九〇	一九	二	一(一)	一	一	〇	三五	一、一〇	九	一、七五	二五	〇
14	八九四	九七	九四三	二二	三	八(八)	二	八	〇	三六	二、二一	一、七	二、六七	二二	〇
15	一三四	一九	一七九	一九	一七	四(四)	九	〇	〇	三七	三	三	九四	三	〇
16	六〇七	七〇	七〇	七〇	七	一〇(一〇)	〇	〇	〇	三八	三、四七	五	三、五	一〇	〇
17	一、三二七	七	一、四一三	七	五	一三(一)	三	〇	〇	三九	〇	四	三、五	一〇	〇
18	二二六	一五	一三	一八	八	三〇(〇)	八	〇	〇	四〇	一、九二九	三、八六〇	一、四七五	三、七四九	〇
合計											三、五三〇	一、九二九	三、八六〇	一、四七五	三、七四九

日本醫療團設立委員會の成立

第七十九回帝國議會の協賛を經たる國民醫療法(本

誌第三卷第三號本欄所載)の中核をなす日本醫療團に
關する勅令は別項所載の如くであるが、厚生省に於い
ては右醫療團の設立委員を昭和十七年四月十七日左記

の如く任命發令した。

日本醫療團設立委員氏名

厚生大臣(委員長)	小泉親彦
法制局長官	森山鏡一
企畫院部長	秋永月三
同	龜山孝一
内務次官	山崎巖
内務省地方局長	成田一郎
大藏次官	谷口恒二
大藏省主計局長	木内四郎
大藏省會社部長	田中豊
預金部長官	相田岩夫
司法省民事局長	坂野千里
農林次官	石黒武重
農林省農務局長	重政誠之
商工省農務局長	神田暹
厚生次官	武井群嗣
厚生省衛生局長	加藤於菟丸
厚生省豫防局長	高野六郎
保險院社會保險局長	木村清司
保險院簡易保險局長	前田穰
東京府知事	松村光麿
正三位勳一等	三浦謹之助
正四位勳二等	中川望
正三位勳二等	稻田龍吉
從三位勳二等	高杉新一郎
正五位勳二等	大口喜六
正三位勳二等	河原田稼吉
正三位勳二等	安井英二

稟報

正三位勳二等	吉田茂
正四位勳三等	赤木朝治
正五位勳三等	紫安新九郎
從四位勳三等	北島多一
從四位勳四等	大久保留次郎
從五位勳四等	千石興太郎
勳四等	血脇守之助
	河合龜太郎

日本母性保護會の設立

大東亞戰下人口政策の一翼を擔ふべき妊婦届出制も今昭和十七年七月よりいよいよ實施を見る筈であるが、之に即應し廣く母性保護の諸問題に關する諸施策の擔當者として全國産婦人科醫の協力を需むるため、昭和十七年二月設立を見た日本母性保護會の設立趣意書竝に會則を掲ぐれば次の如くである。

日本母性保護會設立經過

- 一、昭和十六年一月二十八日 時局ノ要望ニ鑑ミ在京産婦人科醫有志相集り學士會館ニ東京母性保護會設立準備委員會ヲ開催ス
- 二、昭和十六年二月十四日 學士會館ニ於テ東京母性保護會發會式ヲ舉行ス
- 三、昭和十六年三月二十七日 大政翼賛會本部ニ於テ空襲下ノ母性保護對策ノ協議會ヲ開催ス
- 四、昭和十六年七月十日 東京在住産婦人科病院長及開業醫ヨリ成ル四〇〇名ノ會員ニ於テ第一回妊婦無料診察ヲ實施ス
- 五、昭和十六年十二月十日 第二回妊婦無料診察ヲ實

- 施ス
- 六、昭和十六年十二月二十六日 右實施ノ效果ト全會員ノ要望トニ鑑ミ全國婦人科醫ヲ打テ一九トスル日本母性保護會設立ノ爲之ガ準備委員トシテ前東京帝國大學教授木下正中外六〇名日本醫師會館ニ日本母性保護會設立準備委員會ヲ開催ス
 - 七、昭和十七年二月二十三日 厚生省ニ於テ日本母性保護會發會式ヲ舉行ス

日本母性保護會設立趣意書

現下我が皇國の直面しつゝある重大時局に於て人口政策の遂行は大東亞戰爭の進展に伴ひ益々重要性を増しつゝあります。

人的資源の確保を得る爲には先づ本邦母性の健康を増進し健全なる次代國民の増強を圖り以て我が民族力を強化する必要があります。故に此の方面に於て我等産婦人科醫の職域から奉仕すべき事は多々あることと思ひますが、就中妊婦届出制の機運既に熟し其の實施も近く迫り居りますから、産婦人科醫として之に適正な援助を與へる事は緊急缺くべからざる事でありませう。其の他尙妊婦の榮養問題、職場に於ける妊婦保護問題、妊娠分娩に必要な物資の配給確保、母性に必要なる知識の普及、空襲下に於ける妊産婦の處置等の問題も我等の考究し適正なる方法を發見す可きところでありませう。之等の諸問題は全國の産婦人科醫の一致協力せる力によつて始めて其の達成を期待し得るところでありますから、之等の事を目的とする全國の産婦人科醫の團體を組織する事は、目下の最大急務と思ひます。以上の趣旨を以て茲に日本母性保護會を組織結成